

## 核兵器廃絶決議の採択を受け一層の取り組みを求める意見書

平成 29 年 12 月 5 日（現地時間 4 日）我が国は、国連において共同提出の代表提出者となり、「核兵器廃絶決議（核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動）」が米国・英国・仏国の核保有国を含む 156 カ国の賛成を得て可決採択された。

この決議は核保有国と非核保有国が一緒に核兵器の削減・廃絶に向け、計画的に進めて行くものである。

国民の生命と財産を守る責任を有する政府として、安全保障における現況の脅威に適切に対処しながら、核兵器廃絶や核軍縮を前進させるべく歩みを進めている。

我が国は唯一の被爆国として、非人道的な核兵器使用の悲惨さを伝えられる「信頼される国」として核兵器保有国と非核兵器保有国の間を取り持つ橋渡しの役割を担う事の出来る唯一の国でもある。

本市においては、平成 17 年 9 月 29 日「平和都市諫早宣言」を出した。「世界を平和にしよう 争いを 核兵器をなくそう」これらを実現するために「このまちからはじめよう」と高らかに宣言した。

よって、本議会は全ての核保有国と非核保有国が「核兵器廃絶決議（核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動）」に参加できるよう様々な課題を解決し、対話を通し具体的な軍縮が着実に進むよう、一層の取り組みを求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 3 月 20 日

諫 早 市 議 会